

社会福祉法人猪苗代福祉会の役員等の報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人猪苗代福祉会定款（以下「定款という。」）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

第3条 報酬の額の算定方法は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 理事会又は評議員会への出席に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した時の月分をまとめ、別表に定めた報酬額を指定された口座に翌月10日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前でその日に最も近い平日）に送金するものとする。

2 業務執行等に対する報酬は、毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前でその日に最も近い平日）に予め指定された口座に送金するものとする。

なお、役員等の任期がその月の初日以外の日が開始及び満了の日となるときは、その報酬額は、その月の現日数から日曜日を差し引いた日数を基礎にして、日割りによって計算して得た額を支給する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(その他)

第6条 この規則の施行に必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成29年6月16日から適用する。

別 表

理事会又は評議員会への出席等に対する報酬（日額）

	理事	監事	評議員	各種委員
3時間以上勤務 した場合の日額	7,000円	7,000円	6,000円	5,000円
3時間未満勤務 した場合の日額	3,500円	3,500円	3,000円	2,500円

業務執行等に対する報酬（月額）

理事長	業務執行理事	理事	監事	評議員
30,000円	- 円	- 円	- 円	- 円